

○ 調査対象地の概要

調査対象地名：岡崎市合歓木町字平池 1 番 他 32 筆

調査対象地の面積：11042.54 m²

調査対象地の状況：

当該地では、山倉瓦工業株式会社が昭和 55 年から操業し、瓦製品の製造を行っていました。平成 20 年に創業停止し、現在は事務所として使用されている。

特定有害物質の使用状況等：

昭和 55 年に水質汚濁防止法で規定される特定施設(窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する水洗式破碎施設)を設置し、鉛、クロム、ほう素を含有する釉薬を精製していました。

○ 用語解説

1 土壌溶出量基準

汚染土壌から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定。

2 土壌含有量基準

汚染土壌を直接摂取することによる健康影響を考慮して設定。

3 特定有害物質

(1) 第一種特定有害物質

四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン

(2) 第二種特定有害物質

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

(3) 第三種特定有害物質

シマジン、チウラム、チオベンカルブ、ポリ塩化ビフェニル、有機りん化合物

○ 基準を超過した特定有害物質の健康影響について

1 鉛及びその化合物

土壌中の鉛は、鉱物表面や土壌中の有機物に吸着するため、地下水への移動はほとんど起こらないと考えられていますが、鉛が吸着した土壌粒子が侵食されることによって、河川などに移動する可能性があります。

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

2 ほう素及びその化合物

化合物の種類によって毒性は異なりますが、一般に胃腸障害、皮膚紅疹、抑うつ症を伴う中枢神経刺激が生じます。

(出典：日本水道協会「上水試験方法 解説編 2001版」

環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)